

【若】



編集兼発行人 朝日町役場内 大菅達二 印刷所 高田印刷 定価一部六円 送料四円



年頭賀辞

朝日町長 本村 本松

明けましてお目出度うございます。
昭和三十六年の新春を迎えまして茲に町民各位と親しく一堂に会し年賀の御挨拶を申述べべる機会を得ましたことは誠に欣びの至りに存じます。
昨日の日として送った昭和三十五年に惟いを致す時転々感慨無量なものがあります。
先づ都市計画の実施に当り其の一環としての三枚橋・月山間の永久橋も最後の仕上げに没入し近く完工の日を間近に控え、岩崎・谷間の木橋は初秋の頃完成を見たのであります。
更に蛭谷・羽人間の上小川橋は県当局でこれを改修し現在下若狭橋も亦着工しています。宮崎部落並に境部落の国道改修も県の委託工事として着々工事が進められていくのであります。坊部落の県道改修に、笹川部落に於いても地元町民の理解の下川臘パスの乗入れにまで成功致しました。宮崎部落の漁港の事は順調に進められておりますが、泊、大屋、草野の海岸線の浸蝕は甚しく幸いにその復旧工事が建設省直轄になったとは言え、早急に対策が講ぜられず其の促進に當って参りました。
笹川七重滝附近及び石谷地区の土砂崩壊の災害復旧工事も県当局並に農林省の理解ある処置により漸次不安解消に向いつつあることは喜びに堪えません。山崎地区の小川元湯からの奥地林道の統工、花房林道の促進、大家庄地区の冷水、流砂に対する方策に就いても種々関係方面に助力を求めつつあったのであります。次に新農山漁村対策事業としての山崎部落並に五ヶ庄部落の有線放送の完成を見たことはこれ又文化施策の上で喜ばしい次第であります。境、大平の簡易水道の工事が進められていまして、南保、笹川、横尾地区と共に飲料水、防火用水等に於て不安のない状態におかれる訳であります。境の団体加入の電話施設も通信網の確立に大きな役割を果たした次第であります。
北電が境川第三発電所の工事に着工しつつあるのも朝日町の将来に伸びるものがあることを惟い嬉しい極みであります。

教育第一の目標で宮崎小学校の講堂改築工事の落成と、境・泊中学校の統合問題についても良識ある各位の協力により年度内には着工の運びに至ることと考えています。母子寮の改築は遅れてはいますが、泊第一保育園の改築移転と魚津職業安定所の分室設立警察公舎の増設等も年内事業の一つでありました。
野中・小中学校の解体により泊中学校の給食施設と小川中学校の校舎増築と給食施設に充當するための仕事も推進されているのであります。
町営泊病院も国保の生長進展に伴い利用度が昂まりつつあります。
救急車の購入により入院患者のサーヴィスにも万全を期している訳であります。
歳明けた昭和三十六年はこれ又当町にとりましては多難な年かと思ひます。
三枚橋・月山間に架けられた永久橋と月山の幹線道路とを繋ぐ道路の着工に、南保地内の県道改修によるバス運行に、県道、国道の舗装促進に、統合中学校の第二期建築割当の獲得に、一層の努力を捧げたいと念願しています。
城山を中心とする宮崎、笹川、横尾地内の観光施設に關しては県当局の助成を得て展望台並に給水施設を計画中で将来の観光適地として有望であり、各種団体等の協力も得られるかと考えております。
山あり、河川に、海岸線に道路に地城広く色々な事業の遂行に経費を必要とする面が多いのであります。が、境保育所の新設に中央公民館の創設等計画実施せねばならぬ点も多々あるのであります。
幸いに第二次池田内閣の成立は所得倍増等明るい将来の見通しを報じ、貿易の自由化についても、中小企業者に朗報を伝えているのであります。其の上昭和三十一年以来の米收増産は当町に於ても地域的好景氣を齎らし町民各位と共に心強く諸計画の樹立と遂行に邁進し続けて参ったのであります。
更に又総合開発の面として境川第一、第二、第三発電所は出力一万六千七百キロの電力量を持ち工場誘致の将来性にも幸いするものと確信しているものであります。が、更にこれに倍加する発電計画が黒部川流域に候補地を求めるかの様にも仄聞し今後の期待に大きいものがあります。
以上町政の概略の一端を申述べまして昭和三十六年を迎えました年頭の挨拶と致します。



新春を迎えて

朝日町議会議長

清水伝平

旧年をおくり新しい年を迎えるのは流れる大河のほとりにただずむに似ています。

ここに輝しい新年を迎えるにあたりまして、町民の皆様とともに心から賀詞を申し上げる次第であります。

顧みますと昭和三十五年は朝日町にとってはまことに意義深い歳でありました。

本年來の宿願でありました都市計画街路の決定、並びに電源開發の誘致により境川第一、第二發電所の發電開始等着々と町發展の目的である事業が關係者の理解ある御協力によって完成されたのでありますが、さらに第三發電所の完成も近いのであります。

その他道路交通関係については上朝日橋、永久橋になった上小川橋が完成され、泊第一保育園、宮崎小学校講堂も地元関係者のご協力と皆様方の絶大なるご支援によって立派なものが新築落成をみたのであります。

財政再建途上にある本町としましては機能の整備と費用の軽減のため、昨年六月一日消防団の改組を行い、着々と軌道に乗りつゝあることは喜ばに堪えないところでありますが、泊統合中学校等教育行政については多くの問題が提起されまことに多事多端な歳でありました。従つて昭和三十六年はこれらの問題の解決を図らなければならぬ歳であるといふ

ことができましよう。

御承知のとおり地方自治の重要な課題は、地方自治体の行政をより一層近代化し、能率化して行くことにあります。

そして地方自治体の本来の使命である住民の福祉を増進させる行政内容を充実することにあります。

本年は小川中学校の増改築、母
寮の新築など多くの事業が計画され
ておりますが、出来るだけ早く完成
したいものであります。

もちろんこれらの施策を遂行するためには、経費の効率的使用に留意を払い清新なしかも力強い町政確立のため、より一層の努力を払いたいと思いますので皆様の御協力をお願いして新年の御挨拶いたします。

朝日町人口及び世帯数

地区名	男	女	計	世帯数 (準世帯)
泊	3.445	4.203	7.648	1.733(59)
宮崎	476	542	1.018	239(6)
笹川	450	556	1.006	208(3)
境	436	602	1.038	247(1)
大平	311	156	467	73(12)
南保	972	1.152	2.124	460(1)
五ヶ庄	1.074	1.137	2.211	472(3)
大家	1.318	1.360	2.678	539(0)
野中	236	276	512	103(0)
山崎	1.200	1.439	2.639	576(3)
朝日町	9.918	11.423	21.341	4.650(88)

朝日町
産業別世帯数一覧

	世帯總數	普世帯通數	普 通 世 帯 内 訳					準世帯數	準世帯内訳			給与住宅世帯	世帯數	
			漁家	農専農	家兼農	製造業 建設業 世帯	商業 サービス業 世帯		自由業 勤め人 世帯	労働者 無内職	20人以上 の準世帯			その他の準世帯
泊崎川	1,733	1,674	57	97	145	168	434	680	93	59	5	54	92	1
宮 境	239	233	29	21	21	5	31	111	15	6	0	6	6	0
笹 境	208	205	0	96	77	3	3	22	4	3	0	3	6	0
大 平	247	246	1	11	126	8	21	68	11	1	0	1	4	0
南 保	73	61	0	17	30	0	1	13	0	12	3	9	2	0
五 主	460	459	0	164	249	5	17	15	9	1	0	1	9	0
大 窓	472	469	90	96	122	21	61	63	16	3	0	3	1	0
野 庄	539	539	0	298	150	11	39	35	6	0	0	0	1	0
山 中	163	103	0	56	31	2	2	11	1	0	0	0	0	0
台 崎	576	513	0	321	153	5	30	49	15	3	1	2	3	0
計	4,650	4,562	177	1,177	1,104	228	639	1,067	170	88	9	79	119	0

附言

公表する数字は總理府統計局の発表前のもので後日總理府統計局の公表のものと相違することがあるかも知れません。

三十六年度保育所入所
申込の取扱要領

一、保育所入所者について
保育所は日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童を保育することとを目的とする児童福祉施設である。保育に欠ける児童とは次の場合をいう。

- ①保護者が働らいているためにその児童が家庭で充分な保護養育を受けられないもの。
- ②両親が会社、工場などに勤務し家庭無人のため児童の保育が欠ける者。

- ② 母親が日雇、内職、行商等に就いていて、そのため児童の保育が欠けるもの。
- ③ 母親が農漁業に従事しているため児童の保育が欠けるもの。
- ④ 母親が自営業（商工業）を行っているため児童の保育が欠けるもの。

③母親が長期の病氣であるか又は病人の看護のためにその児童が家庭で充分な保護養育を受けられないもの。

◎小家庭に多人が居住しているため、児童の生活環境が著しく不良なもの。

以上の家庭に保育能力のある祖母その他の家族があつて保育できるときは必ずしも母親のみにこだわらな

い。右の理由に同一のものがあったときは更らに次の順位で入所させるものとする。

- ①生活保護法による保護世帯
- ②右に準ずる世帯（要援護世帯）
- ③母子世帯又は母のいない世帯

④その他家庭環境の不良が世帯
二、保育の運営及び管理
保育所の施設並びに運営については法令で基準が定められている設備に対する収容定員を守ること、即ち収容定員を超えて収容してはならない

いこと、一の保育所入所者についての適格条件を逸脱するものゝ入所は厳重に禁ぜられている。(但し定員

に余裕があるときは入所させてもよいが保護費は貧富を問はず全額徴収となる。

なお当該年度保育所収容定員は次のとおりとなっている。

泊第一(一二〇)、泊第二(一五〇)、赤川(四五)、桜町(六〇)、笹川(六〇)、大家庄(八〇)、小川(四〇)尚この他四〇名ほどの増員を県知事に申請の予定。

三、保育所の入所申込書
法令で定められた申込書があり家族の状況年令続柄職業及び保育を欠くる具体的事由を記載して市町村長に提出するものとする。

記載事項の書かないもの、及び虚偽の申立をしたものは入所申込を受けつけないから必ず記載すること。

四、入所申込書受付期間

予定は二月一日から十日間

なお用紙は各保育所に用意し母の会などと連絡をとることにしたい。

を作成し、且つ要否事項の認定及び課税状況の調査、民生児童委員等の機関にはかり徴収額（所謂保育料）及び入所決定通知を行う、これは三月末までかゝる見込み。

六、其の他
保育所は社会労働施設で児童福祉法の適用を受け、多額の補助金の交付を受けている。所謂幼児教育を主眼とする教育施設ではない。

従つて入学前の児童の教育については相当重要な問題であり、特に翌年入學の児童の対策については所謂幼稚園、幼稚園等の施策を考へるべし。

きであり、教育委員会の所管であるのでここに言うべきではないが保育所問題特に行政、会計における国の監査が厳しいので保育所入所者は一

に掲げた事由に基づき、眞に保育に欠ける児童であることが望ましく、亦保育所の目的でもあるので以上のことを理解し協力されるよう望みます。

民生課

ネズミの駆除について

県下一斉ネズミ駆除運動が実施されます。

期間

第一期

昭和三十一年十一月十五日
十二月十五日まで

第二期

昭和三十一年十一月十五日
三月十五日まで

皆さん一人一匹ネズミ退治運動に参加して下さい。

屋内のネズミ退治は戸一戸バラバラにやっても効果がありません。

ネズミの習性や生態をよく知った上であなたの町や部落を単位として一せい駆除すれば退治することが出来ます。

戦に勝つ秘訣は「まづ敵を知り次

農事教室

ネズミの駆除と云うことはネズミと人間との絶えざる斗争である以上ネズミを知ることが第一であり、その弱点をとらえて、こゝにその方策を集中すべきであらうと思う。この意味において先ず我々人間の衣食住に大きな損害を与え、又多くの伝染病の保菌媒介動物として、保健衛生上からも一大脅威を与えている。

これらネズミによる被害の再確認とネズミの生態並びに習性の概略に関する理解によって、ネズミ駆除の爲に何等か貢献するならば幸いである。

第一項 経済上の被害

(本県における被害額)

- 一、食糧の被害 一億円
- 二、家財道具の被害 二億円
- 三、農耕地の被害 一町歩五六〇円として
四億五千万円

四、林野の被害 二億円
五、その他 五千万円
計 一〇億円

第二項 衛生上の被害

一、直接の被害

二、伝染病の伝播

① 直接感染
鼠咬症(ネズミ、チブス、パ
チブス等)

② 媒介感染
ワイルス病、鼠熱、ペスト、
発疹熱、ツ、方虫病、
寄生虫病(日本住血吸虫病)

③ 食中毒
ネズミチブス菌、ゲルトネ
菌等

鼠の種類と習性
よく家ネズミと野ネズミと云うよ
うにわけられているが、これは絶対
的のものではなく、草原、畑地には
ハタネズミ、山村にはアカネズミ、
ヒメネズミ、スミネズミ又、屋内
にはクマネズミ、ドブネズミ、ハ
ブネズミ等が多く棲んでいるが、ド
ブネズミが屋外で繁殖して農作物に
大きな損害を与えたことも少なくない
し、野外に食物が多い季節だけ家屋
外に活動し、これが乏しくなると屋
内に侵入して来て暖く飽食すること
もある。

又逆に野ネズミが屋内で捕えられ
たこともある。

④ 繁殖

雄は生後三ヶ月間は三・五ヶ月
月で著しく生殖力を発揮するように
なり一年間に六・七回生殖するが三
月から六月の間が最も多く、妊娠期
は二〇～二四日で月二回の懷妊も珍
くない、受胎期間は一年間に九ヶ月
位で一回の分娩数は平均六頭である
が、一七～一九頭の記録もあるドブ
ネズミやクマネズミ等のものが一番
多い。

⑤ 摂食性

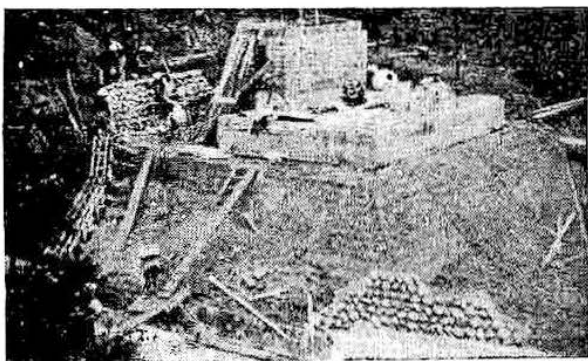
ネズミの餌食には二つの重要な特
性がある。
その一つは新しいものに対する恐
怖嫌厭の行動である。

ネズミは普通断生活している場所に
何か今までと違ったものがあると、
それが食物であっても始めは必らず
忌避して近寄らない。
第二は生活している場所の状況に
よく順応することである。
この特性は捕鼠器を置いて生捕り
する時にも毒餌を使って殺滅しよう
とする場合にも、充分注意しなければ
ならない。これらのものを置くと
ネズミは警戒して近寄らないから、
一度や二度でネズミが捕鼠器に入ら
ないからと云って中止してはならな
い。又置いた毒餌が食われなければ
役立たない殺鼠剤であると早急に判
断してもいけない。ネズミの方から
云え、初めの警戒心がやると解け
て来て、これに接触しようとする
頃である。性急にやめてしまうこと
は意味がない。何度も気長に食餌の
品を替えてあの手の手でネズミ共
を退治したいものです。

朝日町民体育大会を終えて

十一月三日、文化の日を卜して行
われる朝日町民体育大会は、町村合
併の祝賀の意義をもつて開催された
昭和二十九年より、回を重ねること
七回、朝日町民の親睦と健康で明朗
な町民をねらう大会の目的が充分に
果されていることを確信し喜んでい
る。殊にこゝ二・三年の大会の雰囲気
というものは、当初のとげとげし
い競争主義とは選手諸君の参加態度
といふ、関係団体の協力態勢といふ
役職員の活動といふ、全く比較には
ならない。

私は、本大会は頭初に挙げた目的
の達成は勿論のこと、その外に朝日
町の団結した勢いを表現するもので
あることの意義を持っていることに
価値を見出すもので、いつまでも継
続させ発展させていきたいものである
ことを強調したい。しかし、その
ためには町当局、協力団体、地区民



境地区簡易水道工事 完成近し

今秋十月より工費七百参拾五万円
で朝日町泊の水見工業所の手で工事
を進めております境地区簡易水道新
設工事水源地工事、配水池工事、
又配水管布設工事も完了し残すこと
各戸の給水工事のみとなり、春早
々各戸の炊事場へ清浄な飲料水が通
るものと思われ。

これか完成の暁は境地区民二〇〇
〇人の生活文化の向上と環境衛生に
大きな役割を果たすものとして期待さ
れている。
(写真・境簡易水道)

役職員等において数多くの問題があ
り、それらの立場から検討され解
決されなければならぬと考える。
当局は本年度において、種目決定
の時期を早目に行つたことや、公民
館、社会体育指導員会、体育協会等
に積極的働きかけられたことは、
大会運営がうまくいった要因であつ
たと思う。今後とも基本方針を決定
する機関(町当局・主管・区代表者
会議等)、計画機関・実践機関・協
力機関等の密な連絡を一段と望むの
である。

最近になって、地区における体育
大会が旺んに開催されるようになり
その中心になつて活動しているのが
地区体育協会である。又町民体育大
会へ参加の世話をしているのも地区
体育協会である。それらの労苦が実
に多と考える。しかも、それらの大
会費、参加費(特に運搬交通費)、
選手慰労費等の経費負担においては
町民体育大会廃止の声すら出ている
程で、これについては、町当局にお
かれて、大会費も重むことである
うが、地区への助成を考慮してい
たい。

又町民体育大会会場、競争場ばか
りでなく、すぐれた技を見る場、多
数の町民が参加するレクリエーシ
ョンの場、美しい演技を見る場、楽し
みを味わう場として行われることを願
いたい。小中高生徒のマスケム、
幼稚園のおどり、青年諸君の若き躍
動、婦人会等の参加、一般参加のラ
ジオ体操に、又若者男女を問わず全
町民の参加にこれらを求めたい。

ともあれ、朝日町民が挙げて一同
に会する機会、しかも親睦、健康、
明朗、協力という平和、民主実現へ
の道を求めて、これを他に何があ
らうか。

(町民体育大会反省記録より
朝日体育協会理事長)